



## —遺言書の必要性—

### 1. 遺言の必要性

生前の贈与や療養看護の寄与分などをめぐって、分け方で争いが多くなり、遺言書の検認数、家庭裁判所の遺言分割事件数とも、毎年増加が続いています。相続人は時に自己主張するのです。

相続で重要なことは、遺産分割と納税です。遺産分割が確定しないと相続に伴う特例の適用（配偶者の税額軽減、小規模宅地の評価減、他）が認められず、被相続人の預金も閉鎖されたままとなります。納税は相続開始後 10 ヶ月以内です。遺言書で被相続人の意思を伝えることは、相続人間の争いを防ぎ、相続手続きを円滑にするために有効です。

### 2. 使えない遺言書

相続の執行や登記の際、トラブルとなった事例から、遺言書の作成について整理します。遺言は民法による方式に従うと規定されています。ここでは一般的な普通方式について説明します。相続内容にもよりますが、相続全体をとらえ、遺言書を作成することが望ましいと言えます。

#### (1) 遺言が無効となる —「遺言書は民法の方式に従う」—

自筆証書遺言には方式があり、全文・日付・氏名を自書し、誤りの訂正方法、押印などに決まりがあり、この要件が欠けていると、その遺言書は無効となります。また、検認手続きが必要です。公正証書遺言は保管、偽造、無効の心配はなく、家庭裁判所の検認も不要です。検認手続きには、相続人を調べて遺言書の存在と内容を知らせるなど、期間を要することになるため、遺言書の存在を明確に出来る公正証書遺言をお勧めします。

#### (2) 不動産物件の特定が出来ない —「登記地番と公図を照合する」—

登記上の地番の誤りや枝番がない、遺言書作成の後に分筆しているなど、不明瞭だと相続登記が出来ません。改めて、遺産分割協議書を作成し、登記所へ提出する手続きとなります。

#### (3) 財産に漏れがある —「全資産を明示する、評価と仕分けをする」—

私道共有持分、分筆されたセットバック道路部分、集会場持分などが、固定資産課税明細書から記載が漏れていることがあります。全体財産の棚卸しと不動産の各筆の評価・見直しが必要です。そこから相続税額や分け方を考える取組みが始まります。

#### (4) 特定の相続人が不利となっている —「遺留分の確保、遺言書に付言する、執行者を選任する」—

遺留分の侵害があると、遺言が争いの元になりかねません。相続人に個別の事情があれば、生前に解決しておくことが望ましいことですが、遺言書にその理由と親の願いと思いやりを伝えることが大切です。

#### (5) 相続税納税を考慮する —「納税額を把握する、生前相続や不動産現金化を行う」—

納税は相続全体の問題です。遺産を分ける前に、どの資産を納税分に充てるのかを考えるために、不動産は机上ではなく、どれだけの価値があるのか、現地確認などの実務的評価が必要です。

納税資金、入院資金を確保するためには、生前に不動産の現金化、生前相続も有効です。

#### (6) 問題不動産はメドをつける —「問題は解決しておく」—

不動産では、無道路地、他者との共有地、建築許可が得られない土地や、トラブルを抱えている土地は被相続人にしか分からないこともあり、出来るだけ生前に解決の道をつけておきましょう。

作成した遺言書も時間の経過により、事情が変化することがあるので、見直しをすることも必要です。

相続とは、親の生き方、意思、意志を伝えることでもあります。